

法人税実務事例検討**翌期の外貨での支払をヘッジする目的で行った
先物外国為替契約の税務上のヘッジ処理の取扱い**

新日本アーンストアンドヤング税理士法人
ディレクター 税理士 石田 昌朗

本事例における留意点

翌期の外貨での支払のキャッシュフローの変動をヘッジする目的で行った先物外国為替契約は、期末においてデリバティブ取引の時価評価損益を計上するが、繰延ヘッジの要件を満たしている場合には時価評価損益の繰延ヘッジ処理を行うこととなる。

事 例

食品製造業を営む当社（9月決算）は、外国から最新鋭の機械装置を導入し、製造コストの削減を図ることを予定しております。

この機械装置の購入については、現在使用している機械装置の稼働を休止し、交換する予定であり、機械装置の選定及び見積交渉は行いましたが、実際の納品及び支払は翌期の11月末日になる予定です。

この機械装置は欧州のメーカーから購入するため、購入代金は外貨（100万ユーロ）で支払う予定であり、今後の円とユーロの為替相場の変動により支払金額が増加するリスクを回避するため、取引銀行と先物外国為替契約（11月30日受渡しの100万ユーロの買い・〇〇円売り）を9月15日に締結しました。この先物外国為替契約は、法人税法上はデリバティブ取引に該当し、決算期末には時価評価額を計上する必要があるとのことですが、翌期の外貨建支払のヘッジ目的で行った先物外国為替契約であるので、繰延ヘッジ処理は認められますか。

なお、この先物外国為替契約の期末の時価評価額については、取引銀行から入手しておりますが、会計処理は行っておりません。

 事例の検討

1 先物外国為替契約はデリバティブ取引に該当するか

貴社が取引銀行と締結した先物外国為替契約は、法人税法施行規則第27条の7第1項第6号（デリバティブ取引の範囲等）の先物外国為替取引に該当することから、法人税法第61条の5第1項（デリバティブ取引に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は損金算入等）に規定するデリバティブ取引に該当し、そのデリバティブ取引が期末において未決済であるときは、期末においてそのデリバティブ取引を決済したものとみなして（みなし決済）、その利益の額又は損失の額（みなし決済金額）をその事業年度の所得金額に含めることになります。

(注) 貴社が法人税法第61条の8第2項（先物外国為替契約等により円換算額を確定させた外貨建取引の換算）の規定の適用を受けないものとしております。

2 みなし決済金額の計算

先物外国為替取引に係るみなし決済金額は、法人税法施行規則第27条の7第3項第5号で、合理的な方法により算出した金額と規定されています。

また、法人税基本通達2-3-39（みなし決済金額）(3)ロでは、取引所に上場されているデリバティブ取引及び取引システムの気配値があるデリバティブ取引以外のデリバティブ取引に係るみなし決済金額については、銀行等から入手した金額（銀行等があらかじめ定めている合理的な方法によ

り算出した金額に限る。）をみなし決済金額とすることができる旨定めています。

したがって、貴社の場合、取引銀行から入手した先物外国為替契約の期末における時価評価額をみなし決済金額として所得金額に加算又は減算することになります。

3 ヘッジ処理の概要

しかしながら、デリバティブ取引等であっても、①資産若しくは負債の価額の変動によって生ずるおそれのある損失の額、又は②資産の取得若しくは譲渡、負債の発生若しくは消滅、金利の受取若しくは支払その他これらに準ずるものにより受け取ることとなり若しくは支払うこととなる金銭の額の変動によって生ずるおそれのある損失の額（①及び②を併せて「ヘッジ対象資産等損失額」という。）を減少させるために行った場合で、そのデリバティブ取引等がヘッジ対象資産等損失額を減少させるために有効であると認められるときは、デリバティブ取引等の決済金額並びにみなし決済金額に相当する金額は、当該資産若しくは負債の譲渡若しくは消滅又は当該金銭の受取若しくは支払の日の属する事業年度まではその計上を繰り延べることとされています（法法61の6、法令121の5）。

これは、デリバティブ取引等をヘッジ目的で行った場合、ヘッジ対象の損益の計上時期とヘッジ手段の損益の計上時期を合わせることにしたものです。

なお、当然のことながら、ヘッジ対象となっている資産の譲渡若しくは負債の消滅又は金銭の受取若しくは支払があった場合には、それらの事業年度以後の事業年度においては、既にヘッジ対象の損益が計上さ

れていることから、ヘッジ手段であるデリバティブ取引等のみなし決済金額は繰り延べることはできません。

4 先物外国為替契約のヘッジ処理が認められるか

(1) デリバティブ取引等がヘッジ目的で行われているか

貴社は決算期末である 9 月末までには機械装置の購入契約を締結していませんが、①その取引の準備が相当程度進捗しており、事業遂行上必要なものとされていること、②貴社にその予定される取引の履行を行うことのできる財政的能力、法律的能力その他当該取引を行うために通常必要とする能力が備わっていること、及び③当該取引が記載されている事業計画又はこれに準ずるものが存在することのすべてが満たされていれば、法人税基本通達 2-3-54（履行確定取引及び履行予定取引の意義）に定める履行予定取引に該当することから、貴社の機械装置の購入予定は履行予定取引に該当し、ユーロでの支払であることから、為替相場の変動に伴い損失の生じるおそれのある取引となります。

また、法人税法第 61 条の 9 第 1 項第 1 号ロ（外貨建資産等の期末換算差益又は期末換算差損の益金又は損金算入等）の期末時換算法の適用はありませんので、ヘッジ対象資産等損失額に該当します。

したがって、貴社が取引銀行と締結した先物外国為替契約は、履行予定取引である機械装置の購入代金のユーロでの支払の為替リスクをヘッジする目的で行われたものであり、ヘッジ目的であると認

められます。

(2) 帳簿書類への記載要件

貴社の機械装置の購入代金のユーロでの支払が履行予定取引に該当し、為替相場の変動に伴い損失の生じるおそれのある取引であることから、機械装置の購入代金 100 万ユーロの支払がヘッジ対象となり、いわゆるキャッシュフローヘッジに該当することになります。

そして、先物外国為替契約がヘッジ手段となることから、ヘッジ手段である先物外国為替契約を行った日に、ヘッジ対象となる金銭並びにヘッジ手段となるデリバティブ取引等の種類、名称、金額、ヘッジ期間その他参考となるべき事項（ヘッジ対象等の明細）をそのデリバティブ取引等に係る契約の締結に関する帳簿書類に記載する必要があります（法規 27 の 8 ①②）。

なお、貴社の先物外国為替契約は将来の金銭の支払に対するヘッジ目的で行われており、資産及び負債をヘッジ対象とするものではないので、ヘッジ対象の帳簿書類に記載することまでは要求されていませんが、ヘッジ対象が資産又は負債の価額変動である場合には、ヘッジ取引を行った日にヘッジ対象である資産及び負債の帳簿書類へヘッジ対象である旨を記載する必要があります。

(3) ヘッジが有効であると認められる場合

貴社が、ヘッジ手段である先物外国為替契約を締結した時から期末時（9 月末日）までのヘッジ対象である「11 月末日における 100 万ユーロの円貨の支払額の変動額」とヘッジ手段である「先物外国為替契約の時価等に係る変動額」の割

合が80%から125%の間であれば、そのヘッジ手段は有効である（法令121の2）ことから、その先物外国為替契約のみなし決済金額を繰り延べることとなります（法61の6①）。

貴社の場合、ヘッジ対象は11月末日に支払う100万ユーロの円貨の支払額であり、ヘッジ手段が11月末日の100万ユーロの先物外国為替契約（ユーロの購入・円貨の支払）であることから、決算期末である9月末日にはヘッジの有効性割合は、ほぼ100%になると思われます。

したがって、ヘッジ手段である先物外国為替契約に係るのみなし決済金額をいったん計上し、同額を繰延ヘッジ資産又は繰延ヘッジ負債として計上することにより、先物外国為替契約に係るのみなし決済金額を所得金額に含めないこととなります。

ところで、期末時には、ヘッジ対象である11月末日の100万ユーロの支払額の予約時における円換算額と期末時における円換算額との変動額をヘッジ手段である先物外国為替契約の時価評価額（のみなし決済金額）で除して、有効性の判定をすることから、有効性割合はほぼ100%になり、『金融商品会計に関する実務指針』158（高い有効性があるとみなされる場合）では、有効性の判定を省略することができますが、法人税法上は有効性の判定を省略することは認められていないので注意が必要です。

なお、貴社はヘッジ手段である先物外国為替契約の時価評価額を会計処理していないことから、具体的な確定申告書の作成においては、別表4及び別表5(1)にて申告調整の方法により時価評価損益の計上及び同額の繰延処理を行うこととなります。

(4) 翌期の処理

貴社が、期末において未決済であるデリバティブ取引に該当するものとしてその事業年度の所得金額に加算又は減算したのみなし決済金額は、その翌事業年度に所得金額の計算において、洗替え処理により減算又は加算することになります（法令120①）。

また、デリバティブ取引等の決済損益額に係る金額については、そのデリバティブ取引等によりヘッジ対象資産等損失額を減少させようとする資産若しくは負債の譲渡若しくは消滅又は金銭等（その金銭の受取又は支払により負債が発生し、又は資産を取得する場合のその金銭を除く。）の受取若しくは支払のあった日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入されることとなります（法令121の5①）。

貴社のヘッジ取引は、機械装置の取得に伴うユーロでの支払のキャッシュフローをヘッジする目的で行われており、上記のカッコ書きであるその金銭等の支払により資産を取得する場合に該当することから、先物外国為替契約に係る決済損益額を翌期の益金の額又は損金の額に算入することはできません。

なお、予定取引の決済により金銭を受け取ることとなり又は支払うこととなった場合には、その予定取引が、資産の取得又は負債の発生を予定しているものである場合、その資産又は負債の取得価額に加算し、又は取得価額から減算することとなります（法基通2-3-55の(2)）。

したがって、貴社の先物外国為替契約に係る決済損益額については、購入した機械装置の取得価額に加算又は減算することとなります。

【貴社の期末における会計処理】

なし

【税務処理】

みなし決済差額 1,000,000 円 / みなし決済利益 1,000,000 円

みなし決済利益 1,000,000 円 / 繰延ヘッジ利益 1,000,000 円

(注) 先物外国為替契約の期末の時価評価額 (みなし決済金額) が 1,000,000 円であると仮定しております。

【別表 4】

所得の金額の計算に関する明細書		事業年度	平20・10・1 平21・9・30	法人名	〇〇社	
		区 分	総 額	処 分		
①	②			③		
		円	円	留 保	社 外 流 出	
当期利益又は当期欠損の額		1		配 当	円	
				そ の 他		
加 算	損金の額に算入した法人税(附帯税を除く。)	2				
	損金の額に算入した道府県民税(利子割額を除く。)及び市町村民税	3				
	損金の額に算入した特別徴収金	4				
	役員給与の損金不算入額	5				
	交際費等の損金不算入額	9			そ の 他	
	デリバティブ取引みなし決済利益	10	1,000,000	1,000,000		
	減価償却超過額の当期認容額	12				
	納税充当金から支出した事業税等の金額	13				
	受取配当等の益金不算入額(別表八「12」又は「24」)	14			※	
	法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額	15				
所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	16			※		
繰延ヘッジみなし決済利益	17	1,000,000	1,000,000			

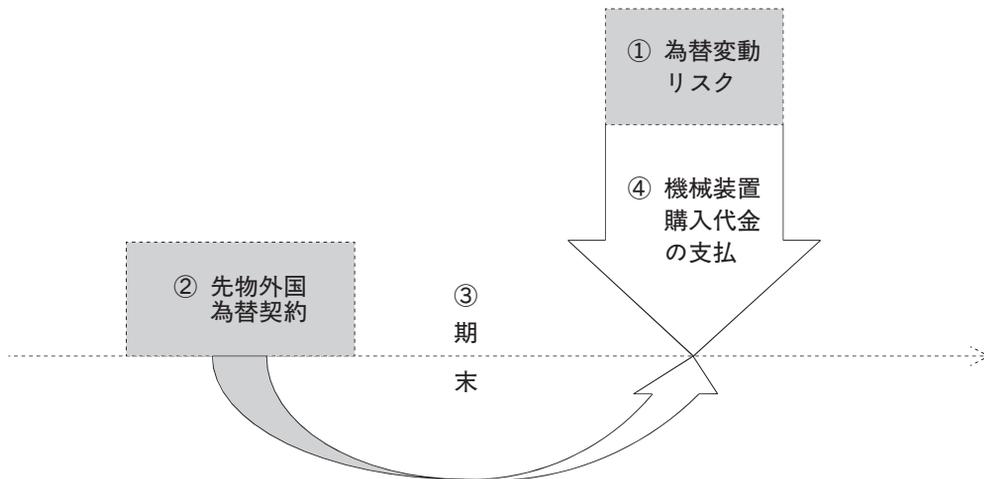
【別表5(1)】

利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書

事業年度	平20・10・1 平21・9・30	法人名	〇〇社
------	----------------------	-----	-----

I 利益積立金額の計算に関する明細書				
区 分	期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	当 期 の 増 減		差 引 翌 期 首 現 在 利 益 積 立 金 額 ①-②+③
		減	増	
	①	②	③	④
利 益 準 備 金	1	円	円	円
積 立 金	2			
デリバティブ取引みなし決済差額	3		1,000,000	1,000,000
繰 延 ヘ ッ ジ 利 益	4		1,000,000	△1,000,000

【キャッシュフローヘッジの概要】



- ① 機械装置の購入代金のユーロ支払額は、為替変動により円換算額が増減
- ② 先物外国為替契約により、ユーロ支払時である11月末のユーロ高・円安による円換算額の支払の増加を相殺
逆に11月末のユーロ安・円高による円換算額の支払の減少を相殺
- ③ 期末において有効性の範囲内であれば、デリバティブ取引の時価評価損益を繰延処理
- ④ 機械装置の取得価額にヘッジ手段の先物外国為替契約の決済損益額を加算又は減算

(了)